

## 世界に誇れる素晴らしい 日本国憲法を守ろう！

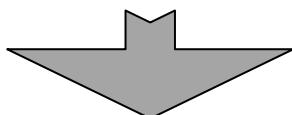
～VOL. 2～

### 安倍首相が参議院議員選挙の争点にしている 憲法96条って？

#### 《現在の憲法96条》

- ①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- ②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

自民党の改正案は・・・



- ・憲法の改正は、両議院それぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し国民に承認を得る。
- ・国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。
- ・憲法改正について承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。

憲法96条は憲法改正の手続の要件を定めた条文です。安倍首相は憲法を改正し易くするため、「三分の二以上」の要件を「過半数」に引き下げようとしています。そして国民投票は、国民全体の過半数ではなく、投票した国民の過半数の賛成で改正できるとしています。さらに新憲法公布は「国民の名」ではなく、「天皇」が行うとなっています。まさに「過去の日本に逆戻り」をしようとしています。すなわち、憲法9条を変えるためのハードルを下げ、日本を「戦争する軍事国家にしていく」ことです。憲法9条を守り、戦争のない平和な日本を守るために、絶対に「憲法96条」の改正を阻止しよう！

**「憲法を守る！平和を守る！国民を守る！」ために  
「山岡けんじ」氏を国政に送り出そう！**